

# デンタルスタッフ・ミライ・プロジェクト ニュース vol.27

## 歯科医院における 患者さんの個人情報保護のポイント



「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）より

今年5月の「個人情報保護法」改正により、患者さんの診療に関する情報は「要配慮個人情報」とされました。厚労省が示した個人情報の取扱いに関するQ&Aより歯科医院に関連する部分の概要をご案内します。

### Q 本人の同意は文書で同意を得る必要がありますか。

A. 医療機関については、本人の同意を得る方法に関する法令上の規定はありません。文書による方法の他、口頭、電話による方法も認められます。同意を求める内容や緊急性等を勘案し、適切な方法で同意を得るべきと考えます。

### Q 患者さんから院内掲示した個人情報の利用目的に同意できないと言われました。どうすれば良いですか？

A. できるだけ患者さんの希望を尊重した対応をとることが望まれます。個人情報を利用しなければ診療に支障が生じることが想定される場合には、患者さんに十分に説明し、患者さんの判断によることとなります。

### Q 保存義務のある書類はどのように整理しておく必要がありますか。

A. 医療法等により医院に保存義務が課せられている文書は、必要な場合に利用できるような容易に検索できる形に整理して保存しておく必要があり、その上で「個人データ」として取扱うこととなります。

### Q 診療に関する情報は全て要配慮個人情報ですか。

A. 歯科医師や歯科衛生士により診療や指導が行われたことは「要配慮個人情報」に該当します。具体的には、診療において歯科医師はじめ全ての医院スタッフが知り得た患者さんの身体の状況や病状、治療状況はもちろん、歯科医院を受診したこと自体も「要配慮個人情報」に該当します。

### Q クレーム等の問合せをデータベース化しています。氏名・電話番号や対応履歴とあわせ「悪質なクレーマー」などの所見も記載していますが、開示請求があった場合に開示に応じる必要があるでしょうか。

A. 悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、違法または不当な行為を繰り返す者の個人データを作成していたとしても、開示に応じる必要はありません。（参考：施行令4条2号、法28条2項2号）

DH Pro.セミナー講師

山崎瑞穂先生による  
コラムのコーナー



## 成し遂げられる自分を信じる



11月5日、第2期DH Pro.セミナーの全6講が終了しました。

セミナーの最終試験でも行なった暗視下で行うインスツルメンテーションテクニックは、半年間だけでは完全に自分のものにはなりません。「石の上にも3年」ということわざがありますが、まずは3年を目標に焦らずにトレーニングをこのままぜひ続けてほしいと願っています。

成し遂げられる自分を信じて、この仕事に責任を持って「私はこの患者さんの健康を守りたい」など使命感となるものを一つ一つ丁寧に見つけてほしいと思います。

そして、与えられた責任や役割と誠実に精一杯向かい合っていくなかで、受講生自身に内側から熱い思いが込み上げてくる。熱くさせてくれるものは、「仕事の本来の意味づけ」

と「なりたい自分像と目標」それらを見出してくれることと思います。私は講師として、一歯科衛生士として、受講生の皆様の一人ひとりの内側に燃える使命感の火種があることを教えてもらいました。

火種が炎となることを願います。皆に出会えたこと、心から感謝しています。そして、繋がったご縁をこれからも大事にしていきたいです。

このコラムを読んでくださっている皆様、12月3日（日）にはDH Pro.セミナー第2期生による症例（学習）発表会があります。ぜひぜひお越しくださいませ( ^ - ^ )心よりお待ちしております。



第2期 DH Pro. セミナー 主催：岡山県保険医協会

# 症例(学習)発表会+山崎瑞穂DH講演会

12.3 日 10:00~15:00 オルガホール 岡山市北区奉還町

お申し込みは岡山県保険医協会 ホームページ から  
ホームページ <http://okayama-hok.com>

